

神流町地域防災計画

資料編

資料編 目次

A. 様式・資料	1
様式 1 災害概況速報.....	3
様式 2 被害状況即報.....	4
様式 3 被害状況即報続紙.....	6
様式 4 災害確定申告.....	7
様式 5 災害確定報告続紙.....	9
資料 1 地すべり危険箇所.....	10
資料 2 地すべり防止区域（山地防災関係）.....	10
資料 3 土石流危険渓流一覧表.....	11
資料 4 急傾斜地崩壊危険区域.....	14
資料 5 急傾斜地崩壊危険箇所.....	15
資料 6 山腹崩壊危険地区一覧表（民有林）.....	19
資料 7 地すべり危険地区一覧表（国・民別）民有林.....	22
資料 8 崩壊土砂流出危険地区一覧表（国・民別）民有林.....	23
資料 9 土砂災害警戒区域等指定箇所.....	34
資料 10 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設.....	45
資料 11 指定文化財一覧表.....	46
資料 12 避難場所・避難所一覧.....	47
資料 13 群馬県災害救助法施行細則別表第二.....	49
資料 14 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等.....	50
B. 参考資料	54
神流町防災会議条例.....	56
神流町防災会議運営要綱.....	58
神流町災害対策本部条例.....	59
神流町防災会議委員名簿.....	60
C. 協定書	61
災害時における相互応援に関する協定.....	63
消防相互応援協定書.....	65
消防相互応援協定書.....	67
神流町と豊島区との非常災害時等における相互応援に関する協定.....	68
災害発生時における交通安全指導員の運用に関する協定書.....	70
災害時における万場郵便局、万場町間の協力に関する覚書.....	71
災害時における中里郵便局、神流町間の協力に関する覚書.....	73
道路損傷等の情報提供に関する覚書.....	75
道路損傷等の情報提供に関する覚書.....	78

A. 様式・資料

様式 1 災害概況速報

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 _____ 報)

報告日時	年 月 日 時 分
報告機関	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分						
被害の状況	人的被害	死者		人	重症	人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人				半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷	人		一部損壊		棟	未分類		棟
	119番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)						
	消防機関等の活動状況												
	自衛隊派遣要請の状況		その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 _____										

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

様式2 被害状況即報

報告機関				区分			被害	
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)			そ の 他	田	流出・埋没	ha	
						冠水	ha	
					畑	流出・埋没	ha	
						冠水	ha	
報告者名					文教施設	箇所		
区分		被害			病院	箇所		
人的被害	死者		人		道路	箇所		
	(うち災害関連死者)		人		橋梁	箇所		
	行方不明者		人		河川	箇所		
	負傷者	重傷	人		砂防	箇所		
		軽傷	人		清掃施設	箇所		
住家被害	全壊		棟		崖くずれ	箇所		
			世帯		鉄道不通	箇所		
			人		被害船舶	箇所		
	半壊		棟		水道	隻		
			世帯		電話	戸		
			人		電気	回線		
	一部破損		棟		ガス	戸		
			世帯		ブロック塀等	戸		
			人					
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
床下浸水		棟		罹災世帯数	世帯			
		世帯		罹災者数	人			
		人		火災発生	建物	件		
非住家	公共建物	棟			危険物	件		
	その他	棟			その他	件		

区 分		被 害		災害対策本部等の設置状況	県	市町村
公立文教施設	千円					
農林水産業施設	千円					
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農業被害	千円		災害救助法適用市町村名	計	団体
	林業被害	千円				
	家畜被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
その他	千円			消防職員出動延人数	人	
被害総額	千円			消防団員出動延人数	人	
災害の概況						
応急対策の状況	消防機関等の活動状況					
	自衛隊の災害派遣	その他				

※被害額は省略することができる。

様式4 災害確定申告

報告機関				区分			被害	
災害名 ・ 確定年月日	災害名 (月 日 時確定)			そ の 他	田	流出・埋没	h a	
						冠水	h a	
					畑	流出・埋没	h a	
						冠水	h a	
報告者名			文教施設		箇所			
区分		被害			病院	箇所		
人的被害	死者		人		道路	箇所		
	(うち災害関連死者)		人		橋梁	箇所		
	行方不明者		人	河川	箇所			
	負傷者	重傷	人	砂防	箇所			
		軽傷	人	清掃施設	箇所			
住家被害	全壊		棟	崖くずれ	箇所			
			世帯	鉄道不通	箇所			
			人	被害船舶	箇所			
	半壊		棟	水道	隻			
			世帯	電話	戸			
			人	電気	回線			
	一部破損		棟	ガス	戸			
			世帯	ブロック塀等	戸			
			人					
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟	罹災世帯数	世帯			
世帯			罹災者数	人				
人			火災発生	建物	件			
非住家	公共建物		棟	危険物	件			
	その他		棟	その他	件			

区 分		被 害		災害対策本部等の設置状況	県	
公立文教施設	千円					
農林水産業施設	千円					
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農 業 被 害	千円		災害救助法適用市町村名		
	林 業 被 害	千円				
	家 畜 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円			計	団体
被 害 総 額	千円			消防職員出動延人数	人	
				消防団員出動延人数	人	
災害の概況						
応急対策の状況	消防機関等の活動状況					
	自衛隊の災害派遣	その他				

資料1 地すべり危険箇所

土木事務所	箇所名	河川名		所在地	面積 (h a)	指定の有無	備考
		幹川名	溪流名				
藤岡	白石南	神流川	船子川	大字 船子	51.1	無	
	塩沢西		塩沢川	大字 塩沢	8.3	〃	
	坂本		〃	〃	27.6	有	
	塩沢		〃	〃	26.7	〃	
	塩沢(2)		〃	〃	12.6	〃	
	万場		井戸向沢	大字 万場	22.1	無	
	柏木		入沢谷川	大字 柏木	12.2	有	
	平原		板倉沢川	大字 平原	10.2	無	
	尾附		一	大字 尾附	22.5	無	
	平原(2)		一	大字 平原	21.9	無	
	横古西		清水沢	大字 魚尾	57.1	無	

地すべり防止区域（土木関係）

第1次 幹川名	第2次 幹川名	当該 河川名	地すべり 防止区域名	所在地	指定面積 (h a)	指定 年月日
神流川	塩沢川	塩沢川	塩沢	大字塩沢	26.73	H元.3.31
神流川	塩沢川	塩沢川	塩沢(二)	大字塩沢	12.61	H7.7.24
神流川	入沢谷川	一	柏木	大字柏木	11.41	〃
神流川	塩沢川	一	坂本	大字塩沢	39.19	H11.8.16

資料2 地すべり防止区域（山地防災関係）

第1次 幹川名	第2次 幹川名	当該 河川名	地すべり 防止区域名	所在地	指定面積 (h a)	指定 年月日
神流川	船子川	船子川	船子	大字船子字船子	86.69	S37.8.17
神流川	気奈沢川	気奈沢川	瀬早	大字万場字瀬早	32.40	S38.1.21
神流川	神流川	神流川	大寄	大字柏木字大寄	27.70	S38.1.21
神流川	船子川	船子川	持倉	大字平原字鈴波	107.25	S37.8.17
神流川	橋倉川	橋倉川	山室	大字平原字下り	8.87	S62.12.22
神流川	神流川	神流川	下小越	大字魚尾字下小越	128.03	H元.9.25
神流川	境沢川	境沢川	利根坂	大字平原字利根坂	61.07	H2.10.2
神流川	神流川	神流川	桜井	大字魚尾字桜井	8.05	H11.7.21
神流川	三沢川	一	一本木	大字森戸字一本木	19.65	H22.3.15

地すべり防止区域（農林水産省指定）

防止区域名	防止区域面積 (ha)	所在地	指定年月日
中郷	15.27	大字 魚尾	S47.3.24
戸野	16.57	大字 生利	H3.5.10

資料3 土石流危険溪流一覽表

溪流番号	河 川 名			溪 流 所 在 地	
	水系名	河 川 名	溪 流 名	大 字	字
364-I-501	利根川	神流川	中つり沢川	柏木	大寄
502	〃	〃	千の沢川	生利	飯島
503	〃	〃	千の沢川	〃	生利
504	〃	〃	戸野川	〃	戸野
505	〃	〃	小塩沢川	〃	〃
506	〃	〃	森戸川	森戸	森戸
507	〃	〃	元郷川	小平	元郷
512	〃	〃	坂井道下沢	黒田	坂井道下
513	〃	〃	西畑沢	〃	黒田
508	〃	〃	八幡川	青梨	青梨
509	〃	船子川	元船子川	船子	元船子
510	〃	神流川	大崩川	〃	〃
511	〃	〃	小沢川	〃	〃
514	〃	〃	天狗沢	塩沢	西塩沢
515	〃	〃	八木沢川	万場	万場
516	〃	〃	平松沢川	〃	〃
517	〃	〃	寺沢川	〃	〃
518	〃	〃	エーツー沢	〃	〃
519	〃	〃	気奈沢川	〃	万場・生利
520	〃	〃	元地沢	生利	生利
521	〃	〃	湫沢	〃	〃
522	〃	〃	元地沢	〃	〃
523	〃	〃	入沢谷川	柏木	柏木
365-I-508	〃	〃	牛傍沢	尾附	尾附
511	〃	〃	東福寺川	神ヶ原	神ヶ原
510	〃	東福寺川	東福寺南沢	〃	〃
512	〃	神流川	片瀬川	〃	〃
513	〃	〃	片地沢	〃	〃
514	〃	〃	横高沢	〃	宮地
501	〃	〃	宮地沢	〃	魚尾
509	〃	〃	琴平橋東沢	〃	神ヶ原
515	〃	〃	宮地沢	魚尾	宮地
516	〃	〃	山沢川	〃	中郷
517	〃	〃	中郷沢	〃	〃
518	〃	〃	二ッ井戸沢	〃	井田
519	〃	〃	田之頭沢	〃	〃

溪流番号	河 川 名			溪 流 所 在 地	
	水系名	河 川 名	溪 流 名	大 字	字
502	利根川	神流川	沢ノ入沢	魚尾	間物
503	〃	〃	間物沢川	〃	〃
504	〃	間物沢川	桃ノ久保沢	〃	〃
505	〃	〃	宮ノ沢	〃	〃
506	〃	橋倉川	八倉沢	平原	橋倉
507	〃	神流川	板倉川	〃	〃
364-II-501	〃	〃	東川	小平	
502	〃	〃	久保沢川	〃	元郷
503	〃	〃	道上川	〃	古田
504	〃	〃	山下川	青梨	
505	〃	〃	青梨川	〃	
506	〃	〃	枳屋川	船子	
507	〃	船子川	大芝川	〃	
508	〃	〃	大芝西川	〃	
509	〃	〃	小蛇川	〃	
510	〃	〃	小蛇東川	榎森	
511	〃	〃	榎森川	〃	
512	〃	神流川	後沢	白石	
513	〃	船子川	小沢東川	船子	
514	〃	神流川	塩沢川	塩沢	
515	〃	神流川	麻生川	麻生	
365-II-501	〃	〃	下小越沢	魚尾	下小越
502	〃	間物沢川	沢の入	神ヶ原	瀬林
503	〃	〃	入の南沢	神ヶ原	〃
504	〃	〃	夏内沢	神ヶ原	間物
505	〃	〃	久恵の沢	神ヶ原	〃
506	〃	神流川	境沢川	平原	
507	〃	〃	古鉄橋西沢	神ヶ原	
508	〃	〃	古鉄橋東沢	神ヶ原	
509	〃	〃	桜井沢	魚尾	宮越
510	〃	船子川	持倉沢	平原	
364-J-501	〃	神流川	千ノ沢東沢	生利	飯島
502	〃	〃	千ノ東沢	〃	〃
503	〃	〃	平六沢	青梨	東ノ平
504	〃	〃	相原沢	相原	相原
505	〃	〃	元船子北沢	船子	船子
506	〃	〃	林屋沢	〃	〃

溪流番号	河 川 名			溪 流 所 在 地	
	水系名	河 川 名	溪 流 名	大 字	字
365-J-501	〃	〃	下小越西沢	魚 尾	下 小 越
502	〃	〃	叶 山 東 沢	神ヶ原	叶 山
503	〃	〃	叶 山 中 沢	〃	〃
504	〃	〃	叶 山 西 沢	〃	〃
505	〃	〃	宮ノ下沢	〃	瀬 林
506	〃	板 倉 川	山 室 沢	平 原	山 室
507	〃	〃	今 泉 沢	〃	橋 倉
508	〃	神 流 川	牛 傍 東 沢	尾 附	尾 附
509	〃	〃	古鉄橋東沢	神ヶ原	神 ヶ 原

資料4 急傾斜地崩壊危険区域

土木事務所	整理番号	区域名	所在地	字
藤岡	65	生利	生利	元地
	66	高塩	船子	高塩、峠前
	66-2	高塩	船子	高塩
	85	東道合	塩沢	曾利、森脇、東道合
	85-2	東道合	塩沢	曾利
	86	榎森	船子	大平、榎森
	176	大井戸	小平	大井戸、荻久保
	200	西塩沢(A)	塩沢	関端
	201	西塩沢(B)	塩沢	百座、宮ノ下
	344	坂井	小平	坂井
	373	万場	万場	奴郷、町並、井戸向、気奈沢
	399	柏木	柏木	柏木
	429	生利(B)	生利	元地、栗宇
	486	栃本	万場	八幡
	508	中島	柏木・生利	伊勢森、中開戸
	508-2	中島	生利・柏木	伊勢森、中開戸
	548	東沢	船子	東沢
	567	東畑	黒田	山根、東畑
	11	戸面	神ヶ原	戸面
	67	魚尾	魚尾	宮越
	67-2	魚尾	魚尾	宮、桜井
	67-3	魚尾	魚尾	宮、桜井
	68	橋倉	平原	板倉
	87	平原東	平原	東、滝ノ上
	87-2	平原東	平原	東、西
	142	伝田郷	魚尾	伝田郷
	202	東(B)	平原	傍示平
	240	魚尾(B)	魚尾	田ノ頭、ニツ井戸
	467	橋倉向	平原	橋倉向
	522	瀬林	神ヶ原	瀬林、上ノ山
	533	尾附東	尾附	日向相切、ナギ道下、牛房沢
	549	神ヶ原	神ヶ原	芳ヶ久保、不動堂、原
	560	尾附	尾附	世度、東ノ平、西ノ平、大屋敷、牛房沢、諏訪前、子切

資料5 急傾斜地崩壊危険箇所

土木事務所	危険度区分	危険箇所 番号	所在地	箇所名	備考
藤岡	I	0350	大字船子	榎森向	
	I	0351	船子	榎森	
	I	0352	船子	大芝	
	I	0353	船子	高塩	
	I	0354	船子	東沢	
	I	0355	小平	大井戸	
	I	0356	小平	坂井	
	I	0357	小平	元郷	
	I	0358	黒田	東畑	
	I	0359	塩沢	西塩沢(B)	
	I	0360	塩沢	西塩沢(A)	
	I	0361	塩沢	東道合	
	I	0362	生利	生利(B)	
	I	0363	万場	万場	
	I	0364	生利	生利	
	I	0365	柏木	中島	
	I	0366	柏木	柏木	
	I	0367	柏木	大寄	
	I	0368	万場	栃本	
	I	0369	船子	白石1	
	I	0370	万場	万場5	
	I	0371	黒田	坂井道下1	
	I	0372	黒田	西畑2	
	I	0373	青梨	西ノ平1	
	I	0374	青梨	西原1	
	I	0375	平原	橋倉	
	I	0376	平原	橋倉向	
	I	0377	神ヶ原	神ヶ原	
	I	0378	平原	山室(B)	
	I	0379	魚尾	魚尾(B)	
	I	0380	尾附	尾附東	
	I	0381	平原	平原東	
	I	0382	平原	東(B)	
I	0383	神ヶ原	戸面		
I	0384	神ヶ原	瀬林		
I	0385	魚尾	魚尾		

土木事務所	危険度区分	危険箇所 番号	所在地	箇所名	備考
藤岡	I	0386	大字魚尾	下小越	
	I	0387	魚尾	伝田郷	
	I	0388	平原	持倉	
	I	0389	平原	八倉	
	I	0390	平原	橋倉2	
	I	0391	尾附	尾附	
	I	0392	神ヶ原	神ヶ原1	
	I	0393	魚尾	中郷3	
	I	0394	神ヶ原	神ヶ原2	
	I	0395	神ヶ原	間物1	
	I	0396	神ヶ原	間物5	
	I	0397	神ヶ原	間物6	
	I	0398	神ヶ原	三津川2	
	I	0399	神ヶ原	三津川4	
	I	0400	神ヶ原	神ヶ原5	
	I	0401	神ヶ原	神ヶ原6	
	I	0402	平原	平原1	
	I	0403	魚尾	宮地3	
	I	0404	神ヶ原	神ヶ原8	
	II	2403	大字船子	榎森1	
	II	2404	船子	榎森2	
	II	2405	船子	榎森3	
	II	2406	船子	榎森4	
	II	2407	船子	白石2	
	II	2408	船子	白石3	
	II	2409	船子	白石4	
	II	2410	船子	西6	
	II	2411	船子	西7	
	II	2412	船子	高塩2	
	II	2413	船子	高塩3	
	II	2414	青梨	高八木1	
	II	2415	柏木	大平登1	
	II	2416	柏木	柏木1	
II	2417	柏木	柏木2		
II	2418	小平	坂井1		
II	2419	生利	飯島1		
II	2420	生利	飯島2		

土木事務所	危険度区分	危険箇所 番号	所在地	箇所名	備考
	Ⅱ	2 4 2 1	生利	戸野 1	
	Ⅱ	2 4 2 2	生利	生利 1	
	Ⅱ	2 4 2 3	生利	生利 2	
	Ⅱ	2 4 2 4	万場	万場 1	
	Ⅱ	2 4 2 5	万場	万場 2	
	Ⅱ	2 4 2 6	万場	万場 3	
	Ⅱ	2 4 2 7	万場	万場 4	
	Ⅱ	2 4 2 8	塩沢	西塩沢 1	
	Ⅱ	2 4 2 9	黒田	黒田 1	
	Ⅱ	2 4 3 0	黒田	西畑 1	
	Ⅱ	2 4 3 1	小平	坂井 2	
	Ⅱ	2 4 3 2	小平	坂井 3	
	Ⅱ	2 4 3 3	小平	古田 1	
	Ⅱ	2 4 3 4	小平	古田 2	
	Ⅱ	2 4 3 5	小平	大井戸 1	
	Ⅱ	2 4 3 6	小平	大井戸 2	
	Ⅱ	2 4 3 7	小平	大井戸 3	
	Ⅱ	2 4 3 8	船子	高塩 5	
	Ⅱ	2 4 3 9	大字小平	古田 1	
	Ⅱ	2 4 4 0	相原	相原 1	
	Ⅱ	2 4 4 1	相原	相原 2	
	Ⅱ	2 4 4 2	相原	築子下 1	
	Ⅱ	2 4 4 3	青梨	青梨 1	
	Ⅱ	2 4 4 4	柏木	大寄 2	
	Ⅱ	2 4 4 5	生利	元地 1	
	Ⅱ	2 4 4 6	船子	白石 6	
	Ⅱ	2 4 4 7	平原	橋倉 1	
	Ⅱ	2 4 4 8	平原	橋倉 3	
	Ⅱ	2 4 4 9	平原	橋倉 4	
	Ⅱ	2 4 5 0	尾附	尾附 1	
	Ⅱ	2 4 5 1	魚尾	横古 1	
	Ⅱ	2 4 5 2	魚尾	横古 2	
	Ⅱ	2 4 5 3	魚尾	横古 3	
	Ⅱ	2 4 5 4	魚尾	中郷 2	
	Ⅱ	2 4 5 5	神ヶ原	宮地 2	
	Ⅱ	2 4 5 6	魚尾	井田 1	
	Ⅱ	2 4 5 7	魚尾	防桜井 1	

土木事務所	危険度区分	危険箇所 番号	所在地	箇所名	備考
	Ⅱ	2 4 5 8	魚尾	宮越 1	
	Ⅱ	2 4 5 9	魚尾	下小越 1	
	Ⅱ	2 4 6 0	魚尾	下小越 2	
	Ⅱ	2 4 6 1	魚尾	下小越 3	
	Ⅱ	2 4 6 2	平原	持倉 1	
	Ⅱ	2 4 6 3	神ヶ原	間物 2	
	Ⅱ	2 4 6 4	神ヶ原	間物 4	
	Ⅱ	2 4 6 5	神ヶ原	間物 7	
	Ⅱ	2 4 6 6	神ヶ原	間物 8	
	Ⅱ	2 4 6 7	神ヶ原	間物 9	
	Ⅱ	2 4 6 8	神ヶ原	間物 1 0	
	Ⅱ	2 4 6 9	神ヶ原	明家 2	
	Ⅱ	2 4 7 0	神ヶ原	三津川 1	
	Ⅱ	2 4 7 1	神ヶ原	三津川 3	
	Ⅱ	2 4 7 2	神ヶ原	神ヶ原 4	
	Ⅱ	2 4 7 3	神ヶ原	神ヶ原 7	
	Ⅱ	2 4 7 4	平原	平原 3	
	Ⅱ	2 4 7 5	大字尾附	尾附 3	
	Ⅱ	2 4 7 6	尾附	尾附 4	

資料6 山地災害危険地区一覧表（民有林）

危険地区番号	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)		治山事業進捗状況	位置	
					調査地区	100点以上のメッシュ危険地区		大字	字
1	土流	砂・土	無	B	2	2	無	船子	大福
2	土流	砂・急・土	無	A	6	3	未成	船子	西
3		砂・急・土	無	C	1	1	一部概成	船子	大平
4	土流	砂・土	無	B	7	6	概成	船子	小大福
5	土流	急・土	無	B	3	3	無	船子	紙千場
6		急・土	無	B	8	6	一部概成	船子	菜畑
7	土流	急・土	無	A	8	6	未成	船子	白井
8	土流	急・土	無	C	1	1	概成	船子	大芝
9		砂・急・土	無	A	4	4	未成	船子	高塩
10	土流	砂・急・土	無	B	7	6	一部概成	船子	白岩
11	土流	砂・土	無	B	2	2	無	船子	白岩
12	土流	砂・急・土	無	B	4	4	未成	船子	白岩
13	土流	急傾斜	無	B	12	8	無	相原	西ノ向
14	土崩	急・土	無	B	9	1	一部概成	相原	西ノ向
17		急・土	無	B	3	1	無	小平	古田
18		急・土	無	A	6	4	無	小平	古田
19	土流	急傾斜	無	A	12	11	未成	黒田	坂井上
20	土流	急・土	無	B	7	7	概成	黒田	坂井片瀬
21	土流	急傾斜	無	B	6	6	無	黒田	坂井片瀬
22	土流	急・土	無	A	27	11	一部概成	黒田	中峯
23		急・土	無	A	5	4	一部概成	小平	元郷
27	土流	砂・土	有	A	1	1	未成	万場	飯森
28	土崩	急・土	無	B	7	2	概成	万場	町並
29	土流		無	B	2	2	一部概成	生利	小塩沢
30	土流	砂・急	無	B	6	6	無	万場	瀬早
31	土流	砂・急	無	B	5	4	無	万場	瀬早
32		砂・急	無	B	4	4	一部概成	万場	気奈沢
33	土流	砂・急	無	B	6	6	概成	生利	御鉾
34	土流	砂・急	無	B	5	3	無	生利	御鉾
35	土流	急・土	無	A	25	15	未成	生利	元地
36	土流	急傾斜	無	B	11	5	概成	生利	竹ノ萱
38	土流	急・土	無	A	4	3	一部概成	生利	戸野
39	土流	急・土	無	A	4	3	未成	生利	桑木平
40	土流	急傾斜	無	B	31	29	未成	麻生	スガハト
42		砂・急	無	B	5	4	無	柏木	入沢
43		砂・急	無	C	3	3	無	柏木	柏木
44		砂・急	無	B	1	1	無	柏木	柏木
45	土流	砂防	無	B	2	2	無	船子	大福
46	土流	急・土	無	B	14	13	概成	青梨	高熊
47	土流	砂・急・土	無	A	8	4	未成	塩沢	伏原

危険地区番号	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)		治山事業進捗状況	位置	
					調査地区	100点以上のメッシュ危険地区		大字	字
49	土流	砂・急	無	A	2	2	一部概成	船子	西
53	土流	急傾斜	無	C	2	1	無	平原	柏木
54	土流	急傾斜	無	B	5	5	無	平原	今泉
56	土流	急傾斜	無	B	7	5	無	平原	笹平
57		急傾斜	無	C	4	4	無	平原	平仁田
59	土流	砂・急・土	無	C	4	1	概成	平原	下り山
60	土流	砂・急・土	無	A	11	3	一部概成	平原	橋倉
62	土流	砂・急・土	無	A	6	4	概成	平原	橋倉向
63	土流	砂・急	無	B	17	14	概成	平原	橋倉向
64	土流	砂・急	無	C	2	2	無	平原	白岩
66	土流	砂防	無	B	1	1	無	平原	井出
67	土流	砂防	無	B	4	3	未成	尾附	コマトウグチ
68	土流	砂防	無	B	3	3	無	平原	井出
69	土流	砂・急	無	B	7	7	一部概成	尾附	釜脇
70		急・土	有	B	1	1	一部概成	尾附	後山
72	土流		無	B	4	4	無	尾附	大久保
74	土流	急傾斜	無	B	2	2	無	平原	国土
76	土流	急傾斜	無	C	2	1	無	平原	ミヨッパ
79	土流	砂・急	無	B	7	6	無	平原	滝ノ上
80	土崩	砂・急	無	A	2	1	概成	平原	滝ノ上
81		急・土	無	A	12	11	一部概成	平原	東
82	土流	砂・急・土	無	A	5	4	無	神ヶ原	由賀久保
83	土流	砂・急・土	無	B	1	1	未成	神ヶ原	小樽
84	土流	急・土	無	A	7	7	未成	神ヶ原	水沢
85	土流	急・土	無	B	5	5	未成	神ヶ原	古鉄橋
86		急傾斜	無	B	2	2	無	神ヶ原	蛇石
89		急傾斜	無	A	2	2	無	神ヶ原	清水沢
90	土流	急傾斜	無	C	10	2	無	魚尾	川中
92	土流	急・土	無	A	9	2	一部概成	魚尾	宮地
95	土流	急・土	無	A	17	9	概成	神ヶ原	魚屋向
96	土流	急・土	無	B	7	4	一部概成	魚尾	田ノ頭
97	土流		無	B	2	2	無	魚尾	伝田郷
98	土流	砂・急・土	無	B	3	3	概成	神ヶ原	石神
99	土流	急・土	無	C	2	1	一部概成	神ヶ原	沢ノ入
101	土流	急・土	無	B	5	2	一部概成	神ヶ原	瀬林
102	土流		無	C	4	4	無	神ヶ原	下瀬林
103	土流		無	B	10	10	一部概成	神ヶ原	宇津蓋
104	土流		無	B	6	5	一部概成	神ヶ原	茗荷久保
105	土流	急傾斜	無	B	13	13	無	神ヶ原	坂畑
107	土流		無	B	7	7	一部概成	神ヶ原	布ノオネ
108	土流		無	B	4	4	無	神ヶ原	岩根
109		急傾斜	無	A	2	2	無	神ヶ原	峯

危険地区番号	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)		治山事業進捗状況	位置	
					調査地区	100点以上のメッシュ危険地区		大字	字
110	土流		無	B	8	8	無	神ヶ原	瀬林
111	水かん	急・土	無	B	3	2	無	神ヶ原	石神
113	土流	急・土	無	C	2	1	未成	魚尾	二ツ石
114	土流	砂・急・土	無	A	22	11	一部概成	神ヶ原	原
115	土流	砂・急・土	無	B	5	5	概成	船子	小大福
116	土流	急・土	無	C	4	1	未成	魚尾	上小越
117		急傾斜	無	B	3	1	一部概成	魚尾	伝田郷
118	土流	砂・急・土	無	A	3	2	一部概成	相原	大井戸
119	土流		無	B	5	5	概成	神ヶ原	石津

資料7 地すべり危険地区一覧表（国・民別）民有林

地区	保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	進捗状況 治山事業	位置	
								大字	字
1	土流	有	急・土	有	A	28	概成	柏木	大寄
2	土流	有	急傾斜	無	C	22	無	麻生	竹ノ萱
3	土流	有	急・土	無	A	74	未成	森戸	森戸
4	水かん	有	急傾斜	有	A	32	概成	万場	瀬早
5	土流	有	砂・急・土	無	A	14	概成	塩沢	登戸
6	土流	有	砂・土	無	C	4	無	塩沢	水合戸
7	土流	有	砂・急・土	有	A	34	無	船子	大井戸
8	土流	有	砂・急・土	有	A	87	概成	船子	船子
9	土流	有	砂・急・土	有	A	52	概成	船子	元船子
1	土流	有	砂・急・土	有	A	107	概成	平原	鈴波
2	土流	有	砂・急・土	無	C	18	概成	魚尾	桜井
3	水かん	有	急・土	有	A	7	概成	魚尾	下小越
4	水かん	有	急傾斜	無	C	28	無	平原	宣ノ平
5	土流	有	急傾斜	有	A	62	概成	平原	利根坂
6	土流	有	砂・急・土	有	B	9	概成	平原	山室
1	土流	有	急傾斜	有	A	20	一部概成	森戸	風穴

資料8 崩壊土砂流出危険地区一覧表（国・民別）民有林

危険地区番号	保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	進捗状況 治山事業	位置	
								大字	字
1	水かん	有	急傾斜	無	B	15.00	概成	船子	大福
2	土流	無	砂・急	無	B	2.07	無	船子	大福
3		無	砂・急	無	B	3.35	概成	船子	大福
4	土流	無	急傾斜	無	A	4.59	概成	船子	小大福
5	土崩	無	急傾斜	無	B	4.18	未成	船子	大芝
6	土流	無	急・土	無	C	0.07	概成	船子	大芝
7	土流	無	急・土	無	B	2.83	概成	船子	大芝
8	土流	無	急・土	無	B	0.54	未成	船子	大芝
9	土流	無	急・土	無	B	3.46	概成	船子	大芝
10	土流	無	急・土	無	A	2.61	概成	船子	大芝
11	土流	無	急・土	無	C	0.12	概成	船子	大芝
12	土流	無	急傾斜	無	C	0.17	概成	船子	大芝
13	土流	無		無	B	2.52	概成	船子	高塩向
14	土流	無	砂・急・土	無	A	3.06	無	船子	榎森
15	水かん	無	砂・急・土	無	A	9.48	一部概成	船子	大平
16	土流	無	急・土	無	A	4.98	一部概成	船子	紙千場
17	土流	無	急・土	無	B	1.22	概成	船子	菜畑
18	土流	無	急・土	無	B	7.61	一部概成	船子	小倉
19	土流	無	急・土	無	A	8.16	一部概成	船子	高塩
20	土流	無	砂・急	無	A	4.02	一部概成	船子	白井
21	土流	無	急傾斜	無	B	7.98	概成	黒田	馬坂
22	土流	無	急・土	無	A	1.08	概成	黒田	聖沢
23	土流	無	急・土	無	C	0.18	無	青梨	高熊
24	土崩	有	急・土	無	A	3.78	概成	相原	滝ノ沢
25	土流	有	急・土	無	B	1.02	概成	青梨	岩坪
26	土流	有	急・土	無	A	2.97	概成	青梨	西ノ平
27	土流	有	急・土	無	B	10.32	概成	青梨	初縄

危険地区番号	保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	進捗状況 治山事業	位置	
								大字	字
28	土流	無	急傾斜	無	A	7.08	概成	小平	宿ノ向
29		無	急傾斜	無	C	0.00	概成	小平	古田
30	土流	無	急・土	無	A	14.63	未成	小平	古田
31		無	急傾斜	無	B	2.67	無	小平	元郷
32	土流	有	急・土	無	B	17.18	概成	小平	元郷
33	土流	有	砂・急・土	無	A	14.85	概成	生利	小塩沢
34	土流	無	急・土	無	A	2.25	概成	生利	赤土
35	水かん	無	急・土	無	A	17.46	一部概成	生利	桑木平
36	土流	無	砂・急	無	C	2.29	無	塩沢	平仁田
37		無	急傾斜	無	C	0.77	無	塩沢	平仁田
38	土流	無	砂防	無	B	1.47	一部概成	塩沢	大柏木
39		無		無	B	2.52	無	塩沢	大柏木
40	土流	無	砂防	無	B	3.57	一部概成	塩沢	大柏木
41	土流	無	砂・急	無	B	11.55	概成	塩沢	大松
42		無	砂・急	無	C	0.23	無	塩沢	大曾利
43	土流	無	砂・急	無	C	0.00	無	塩沢	大曾利
44	土流	無	砂・土	無	C	1.62	無	塩沢	大曾利
45		無	砂・土	無	A	1.35	無	塩沢	西向
46	土流	無	急傾斜	無	A	8.64	無	塩沢	関端
47	土流	無	急・土	無	A	3.15	未成	塩沢	伏原
48	土流	無	砂・急・土	無	A	1.80	一部概成	万場	八幡
49	土流	無	砂・急・土	無	A	3.73	未成	万場	八幡
50		無	砂・急・土	無	A	1.10	未成	万場	奴郷
51		無	砂・急・土	無	A	1.80	無	万場	井戸向
52	水かん	有	砂・急	無	B	8.26	一部概成	万場	瀬早
53		無	砂・急	無	C	1.20	無	生利	御鉾
54	土流	無	砂・急	無	A	1.26	概成	生利	御鉾
55	土流	無	砂・急	無	B	1.35	無	生利	御鉾

危険地区番号	保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	進捗状況 治山事業	位置	
								大字	字
56	土流	無	砂・急	無	A	4.32	概成	万場	気奈沢
57	土流	無	砂・急	無	A	1.08	無	生利	栗生
58	土流	無	急傾斜	無	B	5.09	未成	生利	土坂
59	土流	無	急傾斜	無	B	4.32	一部概成	生利	土坂
60	土流	無	急傾斜	無	B	4.82	概成	生利	土坂
61	土流	無	急傾斜	無	B	3.41	概成	生利	オダモ
62	土流	無	急傾斜	無	A	2.26	無	生利	馬込
63	土崩	無	急・土	無	B	0.67	概成	麻生	唐沢後山
64	水かん	無	急傾斜	無	B	14.55	一部概成	麻生	西ノ向
65	土流	無	砂・急	無	B	6.18	一部概成	柏木	入沢
70	土流	無	砂・急	無	A	5.62	一部概成	柏木	入沢
71	土流	無	急傾斜	無	A	2.38	無	柏木	入沢
72	土流	無	砂・急	無	A	1.94	無	柏木	入沢
73	土流	無	砂・急	無	A	7.68	一部概成	柏木	柏木
74	土流	無	急・土	無	B	2.16	一部概成	柏木	平野
75	土流	無	急傾斜	無	B	9.86	一部概成	柏木	室沢
76	土流	無	急傾斜	無	B	11.34	一部概成	柏木	熊ノ沢
77	土流	無	砂・急	無	B	3.73	無	塩沢	長久保
78	土流	無	急・土	無	A	1.89	概成	小平	元郷
79	土流	無	急傾斜	無	C	0.00	一部概成	船子	西
80		無	砂防	無	C	0.00	無	塩沢	西向
81	土流	有	砂・急	無	B	2.73	未成	生利	御鉾
82	土流	無	急傾斜	無	A	2.73	概成	小平	森戸
83	水かん	有	急傾斜	無	A	2.23	一部	塩沢	下大仁田

危険地区番号	保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	進捗状況 治山事業	位置	
								大字	字
							概成		
84	土流	無	砂・急	無	A	0.35	無	生利	御鉢
86	水かん	無	砂・急	無	A	6.78	一部概成	平原	八倉
87	土流	無	砂・急	無	A	4.23	無	平原	橋倉
88	土流	有	砂・急・土	無	B	10.35	一部概成	平原	山室
89	土流	無	砂防	無	C	0.60	概成	平原	出
90	土流	無	砂防	無	C	0.84	概成	平原	出
91	土流	無	急傾斜	無	B	1.80	無	尾附	金脇
92	土流	無	急・土	無	A	3.54	一部概成	尾附	尾附
93	土流	無	急傾斜	無	C	0.42	無	尾附	ナギミチウエ
95	土流	無	急傾斜	無	B	0.00	概成	神ヶ原	ミヨッパ
96	土流	有	急傾斜	無	A	2.40	無	平原	障子白
97	土流	有	急傾斜	無	B	0.00	概成	平原	傍示平
98	土流	無	急傾斜	無	A	5.47	無	平原	滝ノ上
99	土流	無	砂・急	無	A	4.38	概成	神ヶ原	ククガシラ
100	土流	無	砂・急・土	無	A	4.28	一部概成	神ヶ原	小樽
102	土流	無	砂・急・土	無	A	0.18	未成	神ヶ原	戸面
103	土流	無	急・土	無	A	0.23	未成	神ヶ原	戸面
105	水かん	無	急傾斜	無	A	5.10	概成	神ヶ原	志賀坂
106	水かん	無	急傾斜	無	A	2.22	概成	神ヶ原	ホソガヤ
107	水かん	無	急傾斜	無	C	0.42	概成	神ヶ原	久恵の沢
108	水かん	無	急傾斜	無	B	1.98	概成	神ヶ原	久恵の沢
109	土流	無	急傾斜	無	B	4.50	概成	神ヶ原	キワタカヤ
110	土流	無	急傾斜	無	A	1.98	概成	神ヶ原	前沢
111	土流	無	急・土	無	A	4.32	概成	神ヶ原	沢の入
112	保健	無	急・土	無	A	15.90	未成	神ヶ原	ワタド

危険地区番号	保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	進捗状況 治山事業	位置	
								大字	字
113	水かん	無	急傾斜	無	A	6.08	概成	神ヶ原	野栗道
114	土流	無	急・土	無	B	0.72	未成	神ヶ原	清吾ゾフリ
115	土流	無	急傾斜	無	B	5.70	一部概成	神ヶ原	日影
116	土流	無	急・土	無	B	2.16	一部概成	神ヶ原	瀬林
117	土流	無	急傾斜	無	B	8.10	一部概成	神ヶ原	下瀬林
118	土流	無		無	B	5.85	概成	神ヶ原	袴形
119	土流	無		無	C	0.78	概成	神ヶ原	奥の反り
120		無	急傾斜	無	C	0.84	無	神ヶ原	ビルガザワ
121	土流	無	砂・急・土	無	A	25.27	一部概成	魚尾	長尺
123	土流	無	急・土	無	A	0.94	概成	魚尾	中郷下
124	土流	無	急・土	無	A	0.45	概成	魚尾	井田
125	土流	無	急・土	無	B	0.54	一部概成	魚尾	田ノ頭
127	土流	有	砂・急・土	無	A	13.95	一部概成	魚尾	桜井
128	土流	有	急・土	無	A	8.55	概成	魚尾	宮越
129	水かん	有	急・土	無	B	12.38	一部概成	魚尾	下小越
130	土流	有	急傾斜	無	C	1.17	概成	平原	持倉
131	土流	無	急傾斜	無	C	0.63	無	平原	持倉
132	土流	無		無	B	3.78	概成	神ヶ原	下瀬林
133	土流	無	砂・急・土	無	A	2.28	未成	神ヶ原	夏内
134	土流	無		無	A	5.70	無	平原	栃久保
135	土流	無	砂・急	無	B	12.60	一部概成	神ヶ原	二夕俣
136	土流	無	砂・急	無	B	2.25	概成	神ヶ原	長久保
137	土流	無	急・土	無	B	1.09	一部	神ヶ原	梅ノ木畠

危険地区番号	保安林等	地すべり防止区域	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置		
								大字	字	
							概成			
138	土流	有	砂・急	無	A	12.78	未成	神ヶ原	皿小屋	
139	土流	無		無	C	0.00	無	神ヶ原	石津	
140	土流	無	急・土	無	C	0.15	未成	神ヶ原	石神	
141	土流	無	急傾斜	無	C	0.00	一部概成	平原	傍示平	
142	土流	無		無	B	1.22	未成	神ヶ原	石津	
143	土流	無	急傾斜	無	B	11.85	一部概成	神ヶ原	鳥頭沢	
144	土流	無		無	C	1.65	概成	神ヶ原	奥の反り	
145	土流	無		無	C	0.29	概成	神ヶ原	タツクシド	
147	土流	有	急・土	無	C	0.00	概成	平原	西ノ平	
148	土流	無		無	A	0.51	概成	平原	西向	
149	土流	無	急傾斜	無	A	0.99	概成	平原	赤崩	
150		無	急・土	無	B	0.31	未成	魚尾	宮地	
151	土流	無	急・土	無	B	1.98	一部概成	神ヶ原	二タ俣	
152	土流	無	急傾斜	無	C	0.00	概成	生利	滝ノ沢	
154	水かん	無	砂防	無	B	4.29	未成	塩沢	赤久縄	
155	土流	無		無	C	0.25	概成	神ヶ原	下瀬林	
156		無	急傾斜	無	B	0.38	未成	魚尾	川中	
157		無	急傾斜	無	C	0.11	無	魚尾	川中	
158	土流	有	急・土	無	C	0.09	概成	船子	西	
159	土流	無	砂・急	無	C	0.12	概成	生利	御鉾	
161	土流	無	急・土	無	C	0.00	概成	船子	白岩	
162	土流	無	砂・急	無	B	1.00	無	船子	奥反	
163	土流	無	急傾斜	無	C	0.13	無	神ヶ原	細萱	
危険地区番号	保安林等	地滑防止区域指定	他法令等指定	荒廃状況	危険地区危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	大字	字	備考
1	有	無	有	無	A	19	未成	船子	大福	

危險地区番号	保安林等	地滑防止区域指定	他法令等指定	荒廢狀況	危險地区危險度	面積(ha)	治山事業進捗狀況	大字	字	備考
2	無	無	無	無	A	1	無	〃	〃	
3	無	無	有	無	A	2	無	〃	〃	
4	有	無	有	有	A	6	未成	〃	小大福	
5	有	無	無	無	A	5	未成	〃	大芝	
6	有	無	無	有	A	1	未成	〃	〃	
7	有	無	無	有	A	2	未成	〃	〃	
8	有	無	無	無	A	1	未成	〃	〃	
9	有	無	無	無	A	2	未成	〃	〃	
10	有	無	無	有	B	1	未成	〃	〃	
11	有	無	無	有	A	2	未成	〃	〃	
12	有	無	無	無	A	1	未成	〃	〃	
13	有	無	無	無	A	7	未成	〃	高塩向	
14	有	無	有	無	A	5	無	〃	榎森	
15	有	無	無	無	A	7	未成	〃	大平	
16	有	無	有	無	A	5	無	〃	紙干場	
17	有	無	無	有	A	3	未成	〃	菜畑	
18	有	無	無	無	A	7	未成	〃	小倉	
19	有	無	有	無	A	10	未成	〃	高塩	
20	有	無	有	無	A	11	未成	〃	白井	
21	有	無	無	無	A	7	未成	黒田	馬坂	
22	有	無	無	無	A	4	未成	〃	聖沢	
23	有	無	無	有	C	1	無	青梨	高熊	
24	有	無	無	有	A	3	未成	相原	滝ノ沢	
25	無	無	無	無	B	1	無	青梨	岩坪	
26	有	無	無	有	B	2	未成	〃	西ノ平	
27	有	無	無	有	A	6	未成	〃	初縄	
28	有	無	無	無	A	5	未成	小平	宿ノ向	
29	無	無	無	無	C	1	未成	〃	古田	
30	無	無	無	無	A	14	未成	〃	〃	
31	無	無	無	無	A	1	無	小平	元郷	
32	有	無	無	有	A	14	未成	〃	〃	
33	有	無	無	有	A	16	未成	生利	小塩沢	
34	有	無	無	無	A	2	未成	〃	赤土	
35	有	無	無	無	A	22	未成	〃	桑木平	
36	無	無	有	無	C	2	無	塩沢	平仁田	

危険地区番号	保安林等	地滑防止区域指定	他法令等指定	荒廃状況	危険地区危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	大字	字	備考
37	無	無	有	無	C	1	無	〃	〃	
38	無	無	有	無	C	2	未成	〃	大 柏 木	
39	無	無	有	有	C	3	無	〃	〃	
40	有	無	有	有	C	2	未成	〃	〃	
41	有	無	有	無	A	11	未成	〃	大 松	
42	無	無	有	有	A	2	無	〃	大 曾 利	
43	有	無	有	有	A	5	無	〃	〃	
44	無	無	有	無	A	3	無	〃	〃	
45	無	無	有	無	A	4	無	〃	西 向	
46	有	無	有	無	A	10	未成	〃	関 端	
47	無	無	有	無	A	4	未成	〃	伏 原	
48	有	無	有	有	A	5	未成	万 場	八 幡	
49	有	無	有	無	A	5	未成	〃	〃	
50	無	無	無	無	B	1	無	〃	奴 郷	
51	無	無	無	無	B	3	無	〃	井 戸 向	
52	有	有	有	有	B	7	未成	〃	瀬 早	
53	無	無	無	有	C	3	無	生 利	御 鉾	
54	有	無	有	有	A	5	未成	〃	〃	
55	有	無	有	無	A	4	無	〃	〃	
56	有	無	無	有	A	4	未成	万 場	気 奈 沢	
57	有	無	有	無	A	7	無	生 利	栗 生	
58	有	無	無	有	A	4	無	〃	土 坂	
59	有	無	有	有	A	4	未成	〃	〃	
60	有	無	無	無	A	6	無	〃	〃	
61	有	無	無	無	A	3	未成	生 利	才 ダ モ	
62	有	無	無	無	B	1	未成	〃	馬 込	
63	有	無	無	無	A	1	未成	麻 生	唐 沢 後 山	
64	有	無	無	無	A	11	未成	〃	西 ノ 向	
65	有	無	無	無	B	2	未成	柏 木	入 沢	
66	有	無	有	有	C	2	無	〃	〃	
67	無	無	有	無	B	2	無	〃	〃	
68	有	無	有	有	C	5	無	〃	〃	
69	有	無	有	無	C	1	未成	〃	〃	
70	有	無	有	無	B	4	未成	〃	〃	
71	有	無	有	無	A	6	未成	〃	〃	

危険地区番号	保安林等	地滑防止区域指定	他法令等指定	荒廃状況	危険地区危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	大字	字	備考
72	有	無	有	無	A	4	無	〃	〃	
73	有	無	有	無	A	8	未成	〃	柏木	
74	無	無	無	無	C	1	無	〃	平野	
75	有	無	無	無	B	5	未成	〃	室沢	
76	有	無	無	無	B	9	未成	〃	熊ノ沢	
77	無	無	無	有	A	1	無	塩沢	長久保	
78	無	無	無	無	A	2	未成	小平	元郷	
79	無	無	有	無	B	5	未成	船子	西	
80	無	無	無	無	B	3	無	塩沢	西向2	
81	無	無	無	無	C	2	未成	生利	御鉾	
82	有	無	無	無	B	3	未成	小平	森戸	
83	有	無	無	有	A	1	未成	塩沢	下大仁田	
84	無	無	無	有	C	1	無	生利	御鉾	
85	無	無	無	無	A	1	無	〃	栗宇	
86	有	無	有	無	A	4	未成	平原	八倉	
87	有	無	有	有	A	18	未成	〃	橋倉	
88	有	無	有	有	A	8	無	〃	山室	
89	有	無	有	有	B	1	未成	尾附	井出	
90	無	無	有	無	C	1	無	〃	井出	
91	有	無	有	無	B	8	無	〃	金脇	
92	無	無	無	無	A	2	無	〃	尾附	
93	有	無	無	無	C	1	無	〃	ナキミチウエ	
94	無	無	無	無	A	1	無	平原	西峰	
95	有	無	無	有	A	1	未成	〃	ミヨッパ	
96	有	無	無	有	B	1	無	〃	障子白	
97	有	無	有	有	A	5	未成	〃	傍示平	
98	有	無	有	無	A	8	無	〃	滝ノ上	
99	有	無	有	無	A	5	未成	神ヶ原	クワカ、ラシ	
100	有	無	有	無	A	5	未成	〃	小樽	
101	無	無	有	有	A	4	無	〃	神ヶ原	
102	無	無	無	無	A	2	無	〃	戸面	
103	有	無	無	有	C	1	未成	神ヶ原	戸面	
104	有	無	無	有	C	1	無	〃	〃	
105	有	無	無	有	A	5	未成	〃	志賀坂	
106	有	無	有	無	A	4	未成	〃	ホソガヤ	

危険 地区 番号	保安 林等	地滑 防止 区域 指定	他法 令等 指定	荒廃 状況	危険 地区 危険 度	面 積 (h a)	治 山 事 業 進 捗 状況	大 字	字	備 考
107	有	無	有	有	A	2	未成	〃	久恵の沢	
108	有	無	有	無	A	5	未成	〃	久恵の沢	
109	有	無	無	無	A	3	未成	〃	綿 萱	
110	有	無	無	有	A	5	未成	〃	前 沢	
111	有	無	無	有	A	5	未成	〃	沢 の 入	
112	有	無	有	有	A	13	無	〃	ワ タ ド	
113	有	無	無	有	A	9	未成	〃	野 栗 路	
114	有	無	無	無	A	2	未成	〃	清 吾 ㊦ ㊦	
115	有	無	無	無	A	8	未成	〃	日 影	
116	有	無	無	有	A	4	未成	〃	瀬 林	
117	有	無	無	有	C	11	未成	〃	下 瀬 林	
118	有	無	有	有	B	12	未成	〃	袴 形	
119	有	無	有	無	A	5	無	〃	奥の反り	
120	無	無	無	有	C	2	無	〃	ヒルカサリ	
121	有	無	有	無	C	9	無	魚 尾	長 沢	
122	有	無	有	有	A	15	未成	〃	古 宿	
123	有	無	無	有	A	1	未成	〃	中 郷 下	
124	有	無	無	有	A	1	未成	〃	井 田	
125	有	無	無	有	A	1	未成	〃	田 ノ 頭	
126	有	無	有	有	A	5	未成	〃	小 桜 井	
127	有	無	有	有	A	10	未成	〃	桜 井	
128	有	無	無	有	A	9	未成	〃	宮 越	
129	有	無	無	有	A	9	未成	〃	下 小 越	
130	有	無	無	有	C	3	無	平 原	持 倉	
131	有	無	無	無	C	4	無	〃	〃	
132	無	無	無	有	C	2	無	神ヶ原	下 瀬 林	
133	有	無	無	無	A	3	未成	〃	夏 内	
134	有	無	無	無	A	4	未成	平 原	烏 頭 沢	
135	有	無	有	無	A	11	未成	神ヶ原	二 夕 俣	
136	有	無	無	有	A	1	未成	〃	長 久 保	
137	有	無	無	有	C	2	未成	神ヶ原	梅ノ木畠	
138	有	無	有	有	C	8	未成	〃	皿 小 屋	
139	有	無	無	有	C	1	無	〃	石 津	
140	無	無	無	無	C	2	無	〃	石 神	
141	無	無	無	無	C	1	無	平 原	傍 示 平	

危険 地区 番号	保安 林等	地滑 防止 区域 指定	他法 令等 指定	荒廃 状況	危険 地区 危険 度	面 積 (h a)	治 山 事 業 進 捗 状況	大 字	字	備 考
142	無	無	無	無	C	1	無	神ヶ原	石津	
143	有	無	無	無	A	4	無	〃	烏頭沢	
144	有	無	無	無	C	1	概成	〃	奥の反り	
145	有	無	無	有	A	1	未成	〃	タツクント	
146	有	無	有	無	C	1	無	平原	橋倉	
147	有	無	無	無	B	1	無	〃	西ノ平	
148	有	無	無	有	A	1	未成	〃	西向	
149	有	無	無	有	A	20	未成	〃	赤崩	
150	無	無	無	無	A	1	無	魚尾	宮地	
151	有	無	無	有	B	3	未成	神ヶ原	二夕俣	
152	有	無	無	無	A	1	無	平原	日向山	

資料9 土砂災害警戒区域等指定箇所

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
万場 5	多野郡神流町 大字万場	急傾斜地の崩壊	万場 5	多野郡神流町 大字万場	急傾斜地の崩壊
万場 4	多野郡神流町 大字万場	急傾斜地の崩壊	万場 4	多野郡神流町 大字万場	急傾斜地の崩壊
西塩沢 (B)	多野郡神流町 大字塩沢	急傾斜地の崩壊	西塩沢 (B)	多野郡神流町 大字塩沢	急傾斜地の崩壊
西塩沢 (A)	多野郡神流町 大字塩沢	急傾斜地の崩壊	西塩沢 (A)	多野郡神流町 大字塩沢	急傾斜地の崩壊
東道合-1	多野郡神流町 大字塩沢	急傾斜地の崩壊	東道合-1	多野郡神流町 大字塩沢	急傾斜地の崩壊
東道合-2	多野郡神流町 大字塩沢	急傾斜地の崩壊	東道合-2	多野郡神流町 大字塩沢	急傾斜地の崩壊
西塩沢 1	多野郡神流町 大字塩沢	急傾斜地の崩壊	西塩沢 1	多野郡神流町 大字塩沢	急傾斜地の崩壊
魚尾 (B)-1	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊	魚尾 (B)-1	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊
魚尾 (B)-2	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊	魚尾 (B)-2	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊
魚尾-1	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊	魚尾-1	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊
魚尾-2	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊	魚尾-2	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊
下小越	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊	下小越	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊
伝田郷	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊	伝田郷	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊
中郷 3	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊	中郷 3	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊
宮地 3-1	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊	宮地 3-1	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊
宮地 3-2	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊	宮地 3-2	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊
宮地 3-3	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊	宮地 3-3	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊
宮地 3-4	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊	宮地 3-4	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊
横古 1	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊	横古 1	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊
横古 2	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊	横古 2	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊
横古 3	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊	横古 3	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊
中郷 2-1	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊	中郷 2-1	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊
中郷 2-2	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊	中郷 2-2	多野郡神流町 大字魚尾	急傾斜地の崩壊

万場-1	多野郡神流町 大字万場	急傾斜地の 崩壊	万場-1	多野郡神流町 大字万場	急傾斜地の 崩壊
万場-2	多野郡神流町 大字万場	急傾斜地の 崩壊	万場-2	多野郡神流町 大字万場	急傾斜地の 崩壊
栃本-1	多野郡神流町 大字万場	急傾斜地の 崩壊	栃本-1	多野郡神流町 大字万場	急傾斜地の 崩壊
栃本-2	多野郡神流町 大字万場	急傾斜地の 崩壊	栃本-2	多野郡神流町 大字万場	急傾斜地の 崩壊
万場2	多野郡神流町 大字万場	急傾斜地の 崩壊	万場2	多野郡神流町 大字万場	急傾斜地の 崩壊
万場3	多野郡神流町 大字万場	急傾斜地の 崩壊	なし	なし	なし
持倉沢	多野郡神流町 大字平原	土石流	持倉沢	多野郡神流町 大字平原	土石流
天狗沢	多野郡神流町 大字塩沢	土石流	なし	なし	なし
塩沢川	多野郡神流町 大字塩沢	土石流	塩沢川	多野郡神流町 大字塩沢	土石流
横高沢	多野郡神流町 大字魚尾	土石流	横高沢	多野郡神流町 大字魚尾	土石流
宮地沢	多野郡神流町 大字魚尾	土石流	なし	なし	なし
山沢川-1	多野郡神流町 大字魚尾	土石流	山沢川 -1	多野郡神流町 大字魚尾	土石流
山沢川-2	多野郡神流町 大字魚尾	土石流	山沢川 -2	多野郡神流町 大字魚尾	土石流
中郷沢	多野郡神流町 大字魚尾	土石流	中郷沢	多野郡神流町 大字魚尾	土石流
二ッ井 戸沢	多野郡神流町 大字魚尾	土石流	二ッ井 戸沢	多野郡神流町 大字魚尾	土石流
田之頭 沢-1	多野郡神流町 大字魚尾	土石流	なし	なし	なし
田之頭 沢-2	多野郡神流町 大字魚尾	土石流	田之頭 沢-2	多野郡神流町 大字魚尾	土石流
下小越 沢	多野郡神流町 大字魚尾	土石流	下小越 沢	多野郡神流町 大字魚尾	土石流
桜井沢	多野郡神流町 大字魚尾	土石流	桜井沢	多野郡神流町 大字魚尾	土石流
下小越 西沢	多野郡神流町 大字魚尾	土石流	下小越 西沢	多野郡神流町 大字魚尾	土石流
坂井道 下沢	多野郡神流町 大字黒田	土石流	なし	なし	なし
西畑沢	多野郡神流町 大字黒田	土石流	西畑沢	多野郡神流町 大字黒田	土石流
元郷川	多野郡神流町 大字小平	土石流	元郷川	多野郡神流町 大字小平	土石流
久保沢 川	多野郡神流町 大字小平	土石流	久保沢 川	多野郡神流町 大字小平	土石流
道上川	多野郡神流町 大字小平	土石流	道上川	多野郡神流町 大字小平	土石流
森戸川	多野郡神流町 大字森戸	土石流	森戸川	多野郡神流町 大字森戸	土石流

宮地沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	宮地沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流
沢ノ入沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	沢ノ入 沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流
間物沢 川	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	なし	なし	なし
桃の久 保沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	桃の久 保沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流
宮ノ沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	宮ノ沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流
琴平橋 東沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	琴平橋 東沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流
東福寺 南沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	東福寺 南沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流
東福寺 沢-1	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	なし	なし	なし
東福寺 沢-2	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	東福寺 沢-2	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流
片瀬川	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	片瀬川	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流
片地沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	片地沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流
沢の入	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	沢の入	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流
入の南沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	入の南 沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流
夏内沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	夏内沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流
久恵の 沢-1	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	久恵の 沢-1	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流
久恵の 沢-2	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	久恵の 沢-2	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流
古鉄橋 西沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	なし	なし	なし
古鉄橋 東沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	古鉄橋 東沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流
叶山東沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	叶山東 沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流
叶山中沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	叶山中 沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流
叶山西沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	叶山西 沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流
宮ノ下沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	宮ノ下 沢	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流
古鉄橋東 沢1	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流	古鉄橋 東沢1	多野郡神流町 大字神ヶ原	土石流
千ノ沢川	多野郡神流町 大字生利	土石流	千ノ沢 川	多野郡神流町 大字生利	土石流
千の沢川	多野郡神流町 大字生利	土石流	千の沢 川	多野郡神流町 大字生利	土石流
戸野川	多野郡神流町 大字生利	土石流	戸野川	多野郡神流町 大字生利	土石流

小塩沢川	多野郡神流町 大字生利	土石流	なし	なし	なし
元地川	多野郡神流町 大字生利	土石流	元地川	多野郡神流町 大字生利	土石流
澗沢	多野郡神流町 大字生利	土石流	澗沢	多野郡神流町 大字生利	土石流
元地沢	多野郡神流町 大字生利	土石流	元地沢	多野郡神流町 大字生利	土石流
麻生川	多野郡神流町 大字生利	土石流	麻生川	多野郡神流町 大字生利	土石流
千の東沢	多野郡神流町 大字生利	土石流	千の東 沢	多野郡神流町 大字生利	土石流
八幡川	多野郡神流町 大字青梨	土石流	なし	なし	なし
山下川	多野郡神流町 大字青梨	土石流	山下川	多野郡神流町 大字青梨	土石流
青梨川	多野郡神流町 大字青梨	土石流	青梨川	多野郡神流町 大字青梨	土石流
平六沢	多野郡神流町 大字青梨	土石流	なし	なし	なし
元船子川	多野郡神流町 大字船子	土石流	元船子 川	多野郡神流町 大字船子	土石流
大崩川	多野郡神流町 大字船子	土石流	なし	なし	なし
小沢川	多野郡神流町 大字船子	土石流	小沢川	多野郡神流町 大字船子	土石流
板屋川	多野郡神流町 大字船子	土石流	なし	なし	なし
大芝川	多野郡神流町 大字船子	土石流	なし	なし	なし
大芝西川	多野郡神流町 大字船子	土石流	大芝西 川	多野郡神流町 大字船子	土石流
小蛇川-1	多野郡神流町 大字船子	土石流	小蛇川 -1	多野郡神流町 大字船子	土石流
小蛇川-2	多野郡神流町 大字船子	土石流	小蛇川 -2	多野郡神流町 大字船子	土石流
小蛇川-3	多野郡神流町 大字船子	土石流	小蛇川 -3	多野郡神流町 大字船子	土石流
小蛇東川	多野郡神流町 大字船子	土石流	小蛇東 川	多野郡神流町 大字船子	土石流
榎森川	多野郡神流町 大字船子	土石流	榎森川	多野郡神流町 大字船子	土石流
後沢	多野郡神流町 大字船子	土石流	なし	なし	なし
小沢東 川	多野郡神流町 大字船子	土石流	小沢東 川	多野郡神流町 大字船子	土石流
元船子 北沢	多野郡神流町 大字船子	土石流	なし	なし	なし
林屋沢	多野郡神流町 大字船子	土石流	林屋沢	多野郡神流町 大字船子	土石流
相原沢	多野郡神流町 大字相原	土石流	相原沢	多野郡神流町 大字相原	土石流

中つり 沢川	多野郡神流町 大字柏木	土石流	なし	なし	なし
入沢谷 川	多野郡神流町 大字柏木	土石流	入沢谷 川	多野郡神流町 大字柏木	土石流
牛傍沢	多野郡神流町 大字尾附	土石流	牛傍沢	多野郡神流町 大字尾附	土石流
牛蒨東 沢	多野郡神流町 大字尾附	土石流	牛蒨東 沢	多野郡神流町 大字尾附	土石流
八倉沢	多野郡神流町 大字平原	土石流	八倉沢	多野郡神流町 大字平原	土石流
橋倉川	多野郡神流町 大字平原	土石流	橋倉川	多野郡神流町 大字平原	土石流
境沢川	多野郡神流町 大字平原	土石流	境沢川	多野郡神流町 大字平原	土石流
山室沢	多野郡神流町 大字平原	土石流	山室沢	多野郡神流町 大字平原	土石流
今泉沢	多野郡神流町 大字平原	土石流	今泉沢	多野郡神流町 大字平原	土石流
東川	多野郡神流町 大字麻生	土石流	東川	多野郡神流町 大字麻生	土石流
八木沢 川	多野郡神流町 大字万場	土石流	なし	なし	なし
平松沢 川	多野郡神流町 大字万場	土石流	平松沢 川	多野郡神流町 大字万場	土石流
寺沢川	多野郡神流町 大字万場	土石流	なし	なし	なし
エーツー 沢	多野郡神流町 大字万場	土石流	なし	なし	なし
気奈沢川	多野郡神流町 大字万場	土石流	なし	なし	なし
柏木	多野郡神流町 柏木	地すべり	なし	なし	なし
桜井	多野郡神流町 魚尾	地すべり	なし	なし	なし
下小越	多野郡神流町 魚尾	地すべり	なし	なし	なし
中郷	多野郡神流町 魚尾	地すべり	なし	なし	なし
坂本	多野郡神流町 塩沢	地すべり	なし	なし	なし
塩沢	多野郡神流町 塩沢	地すべり	なし	なし	なし
塩沢(2)	多野郡神流町 塩沢	地すべり	なし	なし	なし
戸野	多野郡神流町 生利	地すべり	なし	なし	なし
平原	多野郡神流町 平原	地すべり	なし	なし	なし
平原(2)	多野郡神流町 平原	地すべり	なし	なし	なし
持倉	多野郡神流町 平原	地すべり	なし	なし	なし

白石南	多野郡神流町 船子	地すべり	なし	なし	なし
元船子	多野郡神流町 船子	地すべり	なし	なし	なし
船子	多野郡神流町 船子	地すべり	なし	なし	なし
森戸	多野郡神流町 森戸	地すべり	なし	なし	なし

資料 10 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

No.	施設名称	郵便番号	住所
1	グループホーム かわせみ	370-1514	神流町塩沢 7 7 - 1
2	神流町保健福祉センター (神流町デイサービスセンター)	370-1602	神流町神ヶ原 4 3 0 - 1
3	神流町国民健康診療所 (中里診療所)	370-1602	神流町神ヶ原 4 3 0 - 1
4	万場診療所	370-1504	神流町万場 4 4 - 3
5	特別養護老人ホーム シェステやまの花/ デイサービスセンター やまの花	370-1504	神流町万場 2 0 7
6	神流町立神流町保育所	370-1504	神流町万場 8 4 - 2
7	神流町立万場小学校	370-1504	神流町万場 8 4 - 2
8	群馬県立万場高等学校	370-1503	神流町大字生利 1 5 4 9 - 1
9	神流町立中里中学校	370-1602	神流町神ヶ原 4 2 2

資料 11 指定文化財一覧表

(1) 県指定文化財

① 重要文化財

指定年月日	指定物件	所在地	管理者
昭 49.12.23	阿弥陀三尊画像板碑	神流町大字柏木 107 番地の 2	新井 栄
昭 40. 7.23	瀬林の漣痕	神流町大字神ヶ原 1241 番地の 1	高橋 良一

(2) 町指定文化財

① 重要文化財

指定年月日	指定物件	所在地	管理者
昭 54. 5.10	郷土刀 (脇差)	神流町大字生利 9 番地	新井保重 1 振藏
		神流町大字万場 1,075 番地	宮前信代 2 振藏
平元. 1.15	流鏑馬の的と鏃	神流町大字万場 72 番地 (八幡宮)	新井健文 (宮司)
平元.1.15	天文の鰐口	神流町大字相原 52 番地 (宮前宅)	善福寺 総代
平元.1.15	十六羅漢襖絵	神流町大字黒田 180 番地 (聖沢寺)	聖沢寺 峯岸秀哉
平 3.10.1	大正院・久蔵 力くらべの石	神流町大字塩沢 357 番地	香西 寿海
平 3.10.1	御銚神社の石棒	神流町大字生利 (戸野)	御銚神社 総代
	土生神社の石棒	神流町大字小平 (元郷)	土生神社 総代
平 3.10.1	青面金剛塔	神流町大字青梨 (高八木)	講中
平 4.10.1	妙鉢と銅鑼	神流町大字柏木 (大林寺)	大庭 常三
平 4.10.1	閻魔大王と奪衣婆	神流町大字麻生 (長安寺跡)	
昭 52.12.8	鰐口	神流町大字魚尾 719 番地	中山神社 総代

② 天然記念物

指定年月日	指定物件	所在地	管理者
昭 54. 5.10	イチイの木	神流町大字船子 (高塩) 2,301 番地	黒澤 彰
平 3.10. 1	龍松寺のしだれ桜	神流町大字塩沢 266 番地 (龍松寺)	香西 寿海
昭 63.12.22	八倉下り山の大杉	神流町大字平原 1423 番地の 1	八倉地区共有
平 8.4.1	恐竜の足跡	神流町大字神ヶ原 1241 番地の 1	高橋 良一

③ 無形文化財

指定年月日	指定物件	所在地	管理者
平元 4.20	中山神社の代太々神楽	神流町大字魚尾 719 番地	魚尾芸能保存会

資料 12 避難場所・避難所一覧

1. 指定避難場所及び指定避難所

地区名	施設名称	管理者	収容 可能 人員	住所	電話番号	洪水	崖崩れ 土石流及び 地滑り	地震	大規模な 火事	火山 現象	内水 氾濫	津波	高潮
柏木	老人いこいの家	神流町長	100	柏木 82	-	○	○	○	○	○	想定 なし	想定 なし	想定 なし
麻生	麻生集会所	麻生区長	30	麻生 45 番地 1	-	○							
生利	県立万場高等学校	万場高等学校長	500	生利 1,549 番地 1	57-3119	○	○	○	○	○			
	トレーニングセンター	万場高等学校長	200	生利 1,575 番地 1	-	○	○	○	○	○			
万場	万場小学校	万場小学校長	700	万場 84 番地 2	57-2320	○	○	○	○	○			
	こいこいアイランド会館	神流町長	300	万場 40	57-0035	○	○	○	○	○			
森戸	森戸集会所	森戸区長	10	森戸 89 番地 3	-	○							
相原	町民体育館	神流町長	300	相原 36 番地	-	○	○	○	○	○			
魚尾	基幹集落センター	神流町長	100	神ヶ原 1,569	58-2376		○	○	○	○			
	魚尾公民館	魚尾区長	50	魚尾 712 番地 2	-	○	○	○	○	○			
神ヶ原	中里中学校	中里中学校長	1,000	神ヶ原 422 番地	58-2517	○	○	○	○	○			

2. 予備避難場所及び予備避難所

地区名	施設名称	管理者	収容 可能 人員	住所	電話番号	洪水	崖崩れ 土石流及び 地滑り	地震	大規模な 火事	火山 現象	内水 氾濫	津波	高潮
万場	神流町保育所	神流町長	70	万場 84 番地 2	57-2002	○	○	○	○	○	想定	想定	想定
黒田	物産センター(道の駅)	指定管理者	60	黒田 742 番地 1	57-2002	○	○	○	○	○	なし	なし	なし

3. 福祉避難場所及び福祉避難所

地区名	施設名称	管理者	収容 可能 人員	住所	電話番号	洪水	崖崩れ 土石流及び 地滑り	地震	大規模な 火事	火山 現象	内水 氾濫	津波	高潮
神ヶ原	保健福祉センター	神流町長	120	神ヶ原 430 番地 1	20-6001	○	○	○	○	○	想定	想定	想定
万場	健康づくり支援センター	神流町長	100	万場 44 番地 3	20-5871	○	○	○	○	○	なし	なし	なし

資料 13 群馬県災害救助法施行細則別表第二

(昭和三十五年五月六日規則第二十六号)

別表第二 (第十二条関係)

実費弁償の程度

法第七条第五項の規定による実費弁償のため支出することができる費用は、次のとおりとする。

一 政令第四条第一号から第四号までに規定する者に対する実費弁償

職種	日当 (一人一日当たり)	時間外勤務手当	旅費
医師及び歯科医師	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮し、群馬県職員の給与に関する条例(昭和三十八年群馬県条例第五十五号)に基づき算定する額	職種ごとに、算定した日当額を基礎とし、及び県の常勤の職員との均衡を考慮し、群馬県職員の給与に関する条例に基づき算定する額	職種ごとに、算定した日当額を基礎とし、及び県の常勤の職員との均衡を考慮し、群馬県職員等の旅費に関する条例(昭和三十八年群馬県条例第二十四号)に基づき算定する額
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士			
保健師、助産師、看護師、准看護師及び救急救命士			
土木技術者及び建築技術者			
大工、左官及びとび職	県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して算定する額		

二 政令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とする。

資料 14 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

平成 30 年 4 月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者を収容する	(基本額) 避難所設置費 1日1人あたり 330円以内 (加算額) 冬季 別に定める額 を加算	災害発生の 日から 7 日 以内	1 費用は、避難所の置費、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗品材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
応急仮設住宅の供給	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	(1) 建設型仮設住宅 設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、 5,516千円以内	災害発生の 日から 20 日 以内に着工	1 平均 1 戸当たりの規模は 29.7 m ² を基準とし、地域の実情、世帯構成等に応じた規模とする。 2,530,000 円以内であればよい 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉施設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高 2 年以内 4 解体撤去及び土地の原状回復費用 当該地域における実費
		(2) 借上仮設住宅 地域の実情に応じた額	災害発生の 日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げて提供	供与期間 最大 2 年以内

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考			
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,130円以内	災害発生日から7日以内	食品給与のための総経費を、延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上			
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は、災害の発生をもって決定する 2 下記金額の範囲	災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人増加毎に加算	
全壊(焼)	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
流出	冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100
半壊(焼)	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
床上浸水	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班-使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所-国民健康保険診療報酬の額以内 3 施技者 協定料金の額以内	災害発生日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合、慣行料金の2割引以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
災害にかかった者の救出	1 現に生命・身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 574,000 円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流出半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む）及び中学校生徒義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む）及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人 4,400 円 中学校生徒 1人 4,700 円 高等学校等生徒 1人 5,100 円	災害発生の日から（教科書）1ヶ月以内（文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋火葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋火葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12才以上）210,200 円以内 子供（12才未満） 168,100 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の情報により、既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費・人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,400 円 一時保存	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費・人件費

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	除く。) をする	既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外合 1体 5,300円 検案 救護班以外は慣行料金		は別途計上 3 死体の一時保存 にドライアイスの購 入費等が必要な場合 は当該地域における 通常の実費を加算で きる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関 等に障害物が運び 込まれているため 生活に支障をきた している場合で自 力では除去するこ とができない者	1世帯当たり 135,100円 以内	災害発生の 日から10日 以内	実情に応じ、市町村 相互間において対象 数の融通ができる
輸送費及び 賃金職員等 雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資整理配 分	当該地域における通常 の実費	救助の実施 が認められ る期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令 第4条第1号から第 4号までに規定す る者	1人1日当たり 医師・歯科医師 17,600円以内 薬剤師 12,100円以内 保健師、助産師、看護師 11,600円以内 土木技術・建築技術 17,400円以内 大工、左官、トビ職 20,900円以内	救助の実施 が認められ る期間以内	時間外勤務手当及び 旅費は別途に定める 額

B. 參考資料

神流町防災会議条例

(平成 27 年 9 月 9 日 条例第 28 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、神流町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 神流町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 34 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次のとおりとする。
 - (1) 陸上自衛隊 12 旅団の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (2) 群馬県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 群馬県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町の消防団長
 - (5) 町の副町長及び教育長
 - (6) 指定地方行政機関のうちから町長が任命する者
 - (7) 町長が職員のうちから指名する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) その他町長が任命する者
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(報酬及び費用弁償)

第 6 条 委員の報酬及び費用弁償は、神流町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 15 年神流町条例第 35 号）の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 9 月 24 日条例第 168 号）

この条例は、平成 15 年 9 月 24 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 15 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 12 日条例第 2 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 16 日条例第 22 号）

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 9 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

神流町防災会議運営要綱

(平成15年4月1日 訓令第13号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、神流町防災会議条例（平成15年神流町条例第12号）第5条の規定に基づき、神流町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(委任による処理)

第4条 防災会議が処理すべき事項のうちで、特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 会長は、前項の規定により処理したときは、次の防災会議にこれを報告するものとする。

(その他)

第5条 その他必要な事項は、そのつど防災会議にはかつて定める。

附則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

神流町災害対策本部条例

(平成15年4月1日 条例第13号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、神流町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

神流町防災会議委員名簿

役名	条. 項. 号	職名	備考
会長	3. 2. 1	神流町長	
委員	3. 5. 1	陸上自衛隊 第12対戦車中隊長	
〃	3. 5. 2	藤岡行政県税事務所長	
〃	〃	藤岡保健福祉事務所長	
〃	〃	藤岡土木事務所長	
〃	〃	藤岡森林事務所長	
〃	3. 5. 3	藤岡警察署長	
〃	3. 5. 4	神流町消防団長	
〃	3. 5. 5	神流町教育長	
〃	3. 5. 6	関東地方整備局 利根川水系砂防事務所 榛名出張所長	
〃	3. 5. 7	神流町総務課長	
〃	〃	神流町住民生活課長	
〃	〃	神流町保健福祉課長	
〃	〃	神流町産業建設課長	
〃	〃	神流町会計課長	
〃	〃	神流町教育委員会事務局長	
〃	〃	神流町議会事務局長	
〃	3. 5. 8	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合 消防長	
〃	〃	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合 消防本部 奥多野消防分署長	
〃	〃	神流町区長会長	
〃	〃	神流町社会福祉協議会長	
〃	〃	東京電力パワーグリッド株式会社 高崎支社長	
〃	〃	東日本電信電話株式会社 群馬支店長	
〃	〃	万場郵便局長	
〃	〃	中里郵便局長	

C. 協定書

災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、藤岡市、新町、鬼石町、吉井町、万場町、中里村及び上野村（以下「市町村」という。）において、大規模な災害が発生した場合、被災市町村の応急措置及び復旧措置を円滑に実施するため、相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ災害時における相互応援に関する担当部課を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその補給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受け入れ
- (6) 全各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次の事項を明らかにして、応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるもののうち必要な品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるもののうち必要な職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援の場所までの経路
- (5) 応援を必要とするまでの期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(指揮権)

第5条 応援市町村の職員等は、被災市町村の市町村長の指揮下に入り行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 職員等の派遣に要する経費は、応援を行う市町村が負担
 - (2) 日常必要な応急的物資の調達等に要する経費は、原則として、応援を行う市町村が負担
 - (3) その他、復旧的な資機材の調達等に要する経費は、応援を受けた市町村が負担
- 2 応援を受けた市町村が前項第3号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市町村から要請があった場合には、応援を行った市町村は、当該経費を一時立替えて支弁するものとする。

(資料の交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、次の資料を交換するものとする。

- (1) 地域防災計画書
- (2) 担当部課の責任者、補助者等の職、氏名並びに連絡方法等

(3)前2号に定めるもののほか、必要な資料については、市町村が協議して定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、市町村で協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は平成8年10月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を7通作成し、市町村長記名、押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成8年10月1日

藤岡市長	塚本昭次
新町長	中野小三郎
鬼石町長	関口茂樹
吉井町長	武藤恒正
万場町長	宮前政實
中里村長	小林一夫
上野村長	黒澤丈夫

消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき藤岡市、新町、鬼石町、吉井町、万場町、中里村、上野村（以下「協定団体」という。）の各市町村長（以下「協定団体の長等」という。）は、消防の相互応援に関して次により協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大火災、その他特殊災害（以下「災害」という。）が発生した場合、協定団体相互間の消防力を活用して災害による人命及び物的損害を最小限度に防止し、もって住民の安寧秩序を保持することを目的とする。

（相互応援）

第2条 前条の目的達成のため、協定団体は災害地の協定団体の長又は消防機関の長の要請により、消防隊を相互に出場させ、応援活動をさせるものとする。

2 前項以外の応援については、相互の境界線周辺部とし、概ね1km以内とし、別図により定める。

（現場活動）

第3条 応援隊の長は、受援地の指揮者と緊密な連携を保ち効果ある活動を行うものとする。

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長とする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は次により負担する。

1 応援隊側の負担

応援出場した隊員が消防業務により負傷し、疾病にかかり死亡し又は廃疾となった場合における消防償じゅつ金の授与、災害補償又は諸手当及び機械器具の破損修理等の経費

2 受援隊側の負担

（1）応援出場した隊員が応援業務を遂行中第三者に損害を与えた場合は、受援団体がその賠償経費を負担する。

（2）応援出場した隊員等が長時間にわたり燃料、消防用資材等の補給、給食等を必要とする場合は、受援団体において現物又はその経費を負担するものとする。ただし、災害地への出場又は岐路途上において発生したものについてはこの限りでない。

（3）本条に規定した事項又はその他の事項で特に必要がある場合は、その都度当事者間で協議のうえ決定することができる。

（協議）

第6条 この協定を改正する場合及びこの協定に定める事項以外の事項については、協定団体の長等が協議のうえ決定するものとする。

（効力の発生）

第7条 この協定は、昭和50年12月1日から効力を発生する。この協定を証するため協定書七通を作成し協定団体記名押印のうえ各一通を保管するものとする。

昭和50年12月1日

協定者

藤岡市長	神	田	岸	生
新町長	山	本		薰
鬼石町長	田	宮	国	雄
吉井町長	飯	塚	喜和次	
万場町長	沢	本	富	弥
中里村長	黒	田	素	男
上野村長	黒	澤	丈	夫

消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づく、群馬県多野郡万場町と埼玉県秩父郡吉田町との消防相互応援に関して定めるものとする。

(応援地域)

第2条 両町は、次表の区域内の火災防ぎよのため次条から第5条なでに掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

万場町の派遣すべき区域	吉田町大字太田部地区
吉田町の派遣すべき区域	万場町大字柏木地区

(応援出動)

第3条 この協定により出動する消防隊は、両町とも消防団とする。

(応援区分)

第4条 相互応援を区分して普通応援及び特別応援とする。

(1) 普通応援とは、応援区域内に発生した火災を認知し、もしくは受報した場合に応援出動することをいう。

(2) 特別応援とは、普通応援以上の応援を必要とする場合において、受援地の首長、消防長又は消防団長の要請により出動することをいう。

(応援隊)

第5条 普通応援の出動隊は1隊とする。ただし、状況によりこの限りではない。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊はすべて受援地の最高指揮者の指揮に従うものとする。

(費用の負担)

第7条 応援に要した経費は、次により処理するものとする。

(1) 応援隊の負担

応援出動に要した消防隊の諸手当、災害補償費、消防賞じゅつ金及び機械器具の破損修理等の経費。

(2) 受援隊側の負担

化学消火薬剤及び燃料の補給、給食等現場で必要とした所要経費。

(定めのない事項)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、協議のうえ決定するものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、平成4年12月1日から施行する。

この協定を証するため、正本2通を作成し、記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

平成4年12月1日

埼玉県秩父郡吉田町大字下吉田6585-2

吉田町長 猪野正一

群馬県多野郡万場町大字万場90-6

万場町長 宮前 政實

神流町と豊島区との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 神流町並びに豊島区は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 神流町並びに豊島区は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資機材、発電機、車両等の応急対策用資機材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

- 2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 神流町並びに豊島区は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成15年7月9日

群馬県神流町

神流町長 宮 前 歙 十 郎

東京都豊島区

豊島区長 高 野 之 夫

災害発生時における交通安全指導員の運用に関する協定書

万場町長（以下「甲」という。）と藤岡警察署長（以下「乙」という。）とは、群馬県地域防災計画に基づき、災害発生時における緊急交通路確保のため、警察官の補助者として万場町交通安全指導員の運用について次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時に災害対策の基本となる緊急交通路を確保するた交通安全指導員が、現場の警察官に協力してその活動を行うための必要な手続きを定める。

（協力要請）

第2条 災害が発生し、藤岡警察署のみでは、緊急交通路の確保が困難であると乙が認めた場合には、甲に対し、交通安全指導員の協力を要請することができる。

（出動要請）

第3条 甲は、乙の要請を受けたときは、交通安全指導員に出動要請をするものとする。

（業務の実施）

第4条 交通安全指導員は、緊急交通路の確保業務を行うに当たっては、現場警察官の指示に従い警察官を補助するものとする。

（災害補償）

第5条 交通安全指導員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合は、「群馬県町村等非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」を適用する。ただし、これに要した経費については、別途定める基準により、群馬県が負担する。

（費用負担）

第6条 乙が甲に要請し出動した交通安全指導員にかかる経費（前条に定める経費を除く。）については、別途協議のうえ群馬県が負担するものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙が別途協議して決定するものとする。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年3月1日

甲 万場町長 宮前政實

乙 藤岡警察署長 佐藤久夫

災害時における万場郵便局、万場町間の協力に関する覚書

万場郵便局長（以下「甲」という。）及び万場町長（以下「乙」という。）は、万場町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2号第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、万場町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び救護対策
- （2）甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難所、物資集積場所等としての提供
- （3）乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- （4）郵便局又は万場町が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- （5）甲は必要に応じ避難所に臨時に郵便差立箱を設置
- （6）その他前期（1）～（5）に定めない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 郵便局は、万場町の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては万場郵便局長、乙においては万場町（総務課長）とする。

（協議）

第9条 この覚書に定めない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この両面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年 7月28日

郵政省

万場郵便局長 田中正男

万場町

万場町長 宮前 歙十郎

災害時における中里郵便局、神流町間の協力に関する覚書

中里郵便局長（以下「甲」という。）及び万場町長（以下「乙」という。）は、神流町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2号第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、万場町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び救護対策
- （2）甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難所、物資集積場所等としての提供
- （3）乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- （4）郵便局又は神流町が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- （5）甲は必要に応じ避難所に臨時に郵便差立箱を設置
- （6）その他前期（1）～（5）に定めない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 郵便局は、万場町の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては万場郵便局長、乙においては万場町（総務課長）とする。

（協議）

第9条 この覚書に定めない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この両面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年 7月28日

郵政省

中里郵便局長 新井七郎

神流町

神流町長 宮前 鋏十郎

道路損傷等の情報提供に関する覚書

万場郵便局（以下「甲」という。）と万場町（以下「乙」という。）は、甲が道路の損傷等の情報を乙に提供することについて、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

（甲が乙に提供する情報）

第1条 この覚書により甲が乙に提供する情報は外務職員の通常の業務中において収集された次の事項に関するものとする。

- （1）道路標識の損傷等の状況。
- （2）道路、橋、トンネル等の陥没、雪崩等の危険箇所。

（情報収集の中止）

第2条 自然災害等のやむを得ない事情がある場合、甲は一時的に情報の収集を中止することができるものとする。

（乙が甲に提供する情報）

第3条 乙は、甲から提供を受けた情報に関し、その措置状況等を甲に通知する。

（情報の連絡責任者）

第4条 この覚書による情報の連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 万場郵便局———局長代理

乙 万 場 町———建設課長

（通信の手段）

第5条 甲乙間における通知は、原則として別紙様式により、郵送で行うものとする。ただし、緊急の事項またはこれにより難しいと認められる場合は、この限りではない。

（情報提供時期）

第6条 甲は乙に対して次の区分により、情報を提供する。

- （1）定期通報———毎週 曜日（発送日）
- （2）緊急情報 緊急を要すると認められる場合については、その都度。

（情報を公開する場合）

第7条 この覚書に基づき収集した情報の内容に関する事項については、甲乙両者が了解した場合

を除き公表しない。

(その他)

第8条 外務職員の通常の業務の中で発見できなかった交通危機箇所等に起因する事故等が起こった場合、甲は責任を負わないものとする。

(協議)

第9条 この覚書に定めない事項及びこの覚書に疑義を生じたときは、甲乙両者が協議して定めるものとする。

この覚書を証として、正本2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成10年 7月28日

甲 万場郵便局長

乙 万場町長

平成 年 月 日

万場町建設課長 様

万 場 郵 便 局

道路損傷状況のお知らせ

下記の通り道路損傷状況を発見しましたので、お知らせします。

項目	内 容
発見日時	平成 年 月 日 () 時 分頃
道路損傷 状況等	
発見場所 略図記入	

道路損傷等の情報提供に関する覚書

中里郵便局（以下「甲」という。）と神流町（以下「乙」という。）は、甲が道路の損傷等の情報を乙に提供することについて、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

（甲が乙に提供する情報）

第1条 この覚書により甲が乙に提供する情報は外務職員の通常の業務中において収集された次の事項に関するものとする。

- （1）道路標識の損傷等の状況。
- （2）道路、橋、トンネル等の陥没、雪崩等の危険箇所。

（情報収集の中止）

第2条 自然災害等のやむを得ない事情がある場合、甲は一時的に情報の収集を中止することができるものとする。

（乙が甲に提供する情報）

第3条 乙は、甲から提供を受けた情報に関し、その措置状況等を甲に通知する。

（情報の連絡責任者）

第4条 この覚書による情報の連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 万場郵便局———局長代理

乙 万 場 町———建設課長

（通信の手段）

第5条 甲乙間における通知は、原則として別紙様式により、郵送で行うものとする。ただし、緊急の事項またはこれにより難しいと認められる場合は、この限りではない。

（情報提供時期）

第6条 甲は乙に対して次の区分により、情報を提供する。

- （1）定期通報———毎週 曜日（発送日）
- （2）緊急情報 緊急を要すると認められる場合については、その都度。

（情報を公開する場合）

第7条 この覚書に基づき収集した情報の内容に関する事項については、甲乙両者が了解した場合

を除き公表しない。

(その他)

第8条 外務職員の通常の業務の中で発見できなかった交通危機箇所等に起因する事故等が起こった場合、甲は責任を負わないものとする。

(協議)

第9条 この覚書に定めない事項及びこの覚書に疑義を生じたときは、甲乙両者が協議して定めるものとする。

この覚書を証として、正本2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成15年 4月 1日

甲 中里郵便局長

乙 神流町長

平成 年 月 日

神流町建設課長 様

中 里 郵 便 局

道路損傷状況のお知らせ

下記の通り道路損傷状況を発見しましたので、お知らせします。

項目	内 容
発見日時	平成 年 月 日 () 時 分頃
道路損傷 状況等	
発見場所 略図記入	

神流町地域防災計画

令和2年（2020年）11月発行

神流町 総務課

〒370-1592 群馬県多野郡神流町大字万場 90 番地 6

電話 0274(57)2111

FAX 0274(57)2715
